

政策6 快適で住みやすいまちづくり

施策1 市街地の整備

施策の目的

良好な住環境の形成と地域の活性化を担う市街地の開発整備により、都市計画マスタープランにおける将来都市像「魅力と活力にあふれ 安全で暮らしやすいまち 羽生」を実現します。

施策の現状

本市の現在の状況やまちづくりの課題、市民意向などを踏まえ、都市計画に関する基本的な方針を示す、羽生市都市計画マスタープランを平成25年3月に策定します。

住宅系市街地については、中心市街地等で基盤整備未実施地区が残っており、住環境の改善が求められているほか、岩瀬土地区画整理事業の早期整備などにより、より質の高い魅力的な住環境の創出が求められています。

中心市街地における商業地については、羽生駅西口で駅前広場等の基盤整備や商業施設等の立地が進んだ一方、駅東口では、駅前広場の一部拡充整備等にとどまっており、商業地としての活力や魅力が低下しています。

工業地については、近年、複合市街地として川崎産業団地が整備されましたが、今後も就労の場を確保するとともに経済の活性化を図るため、工業系・産業系の市街地を拡大していく必要があります。

施策の課題

- ・都市計画マスタープランに即したまちづくりの推進が必要です。
- ・暮らしやすく住み続けたい住環境づくりが必要です。
- ・にぎわいと活力に満ちた商業地づくりが必要です。
- ・工業系・産業系市街地の開発が必要です。

主な取り組み

(1) 都市計画マスタープランの運用と検証

都市計画マスタープランの適正な運用と定期的な進行管理を行います。また、都市計画によるまちづくりは、多くの時間と費用を要する事業であり、刻々と変化する社会情勢や都市の課題などに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

【主な事業】

○都市計画マスタープラン進行管理

(2) 住環境の改善と魅力的な住宅地の整備

中心市街地等の基盤整備未実施地区については、地区計画等の活用により、建築物の建て替えにあわせて、生活道路の確保とともに防災性に優れた街区の形成など、住環境の改善を目指します。また、基盤整備がなされた地区についても、より質の高い魅力的な住環境の形成を目指し、地区計画等の規制誘導に努めます。

さらに、定住人口増加の受け皿となる岩瀬土地区画整理事業の早期整備を推進します。

【主な事業】

○まちづくり計画策定担い手支援事業 ○地区計画策定・準防火地域指定 ○岩瀬土地区画整理事業の促進

(3) 中心市街地の活性化と幹線道路沿道の有効利用

市の中心拠点となる羽生駅及び市民プラザ周辺商業地の活性化を図るため、電線類地中化や歩行者・自転車空間の創出など公共空間の整備について、関係機関に働きかけます。

岩瀬土地区画整理事業地内の国道122号等の幹線道路沿いについては、後背地の住宅地との調和に配慮しながら商業施設などの利便施設を誘導し活性化を図ります。

【主な事業】

○電線類地中化事業の要望 ○商業施設の誘致

(4) 新たな工業系・産業系市街地の形成と企業誘致の促進

産業の振興や地域経済の活性化、雇用の確保を図るため、東北自動車道や国道122号等の広域幹線道路を有する立地条件を活かし、北袋地区、北荻島地区、上村君・発戸地区、砂山地区について、民間活力を活用しつつ、新たな工業系・産業系市街地を形成する開発計画を進め、企業誘致を促進します。

【主な事業】

○北袋地区開発計画 ○北荻島地区・上村君及び発戸地区・砂山地区開発計画

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
岩瀬土地区画整理事業の推進 (ha)	仮換地指定区域内の使用収益開始面積	10.7ha	18.7ha	
新たな工業系・産業系市街地における企業誘致面積 (ha)	新たな工業系・産業系市街地における開発許可面積	3.4ha	5.8ha	

市民の役割

・まちづくりに積極的に参加し、理解や提案、協力することが望まれます。

関係計画

・都市計画マスタープラン (平成25年度～)

政策 6 快適で住みやすいまちづくり

施策 2 道路の整備

施策の目的

国・県道を含む幹線道路について、ラダー型ネットワーク網*の整備を促進するとともに、それに繋がる日常生活を支える生活道路をあわせて整備することで、市民が支障なく移動できるようにします。

*）ラダー型ネットワーク網：梯子状の形態を基本とした網目状に結ぶ道路網

施策の現状

本市では、屋台骨である南北に走る国道122号と東西に走る国道125号バイパス、これに接続する東北自動車道羽生I・Cへのアクセス道である南部幹線（県道羽生栗橋線）と北部幹線（主要地方道羽生外野栗橋線）がラダー状になるように計画的に整備を進めています。

また、県で整備を実施している国道122号の4車線化は、市の南部から北部へ順次施工しており、平成26年度末に昭和橋まで至る計画となっており、また、北部幹線については、平成29年度末までに国道122号との接合部までの完成を目指し、市としての支援を継続して行っています。

さらに、これらを結ぶ1・2級の幹線市道を計画的に整備するとともに維持・補修しています。また、その他の道路については、生活道路として各地域と調整を図りながら整備しています。

施策の課題

- ・ラダー型ネットワーク網の整備が必要です。
- ・生活道路の老朽化に伴う適切な維持管理が必要です。
- ・橋梁の老朽化対策が必要です。

主な取り組み

(1) 幹線道路の整備

国道122号・国道125号バイパスの4車線化及び北部幹線の完成を目指します。また、都市計画道路の見直しを行うとともに、ラダー型ネットワーク網の整備を進めていきます。

【主な事業】

○国・県道の整備促進 ○都市計画道路整備 ○ラダー型ネットワーク整備

(2) 生活道路の整備

生活道路網の形成のため、道路整備や舗装・補修工事を計画的に行います。

また、側溝蓋の無い道路側溝の有蓋化を推進するとともに、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を推進します。

【主な事業】

○生活道路網の形成 ○生活道路維持管理 ○交通安全施設整備

(3) 市民と行政の協働による道路維持管理

生活道路の整備については、市内74地区において優先順位をつけ計画的に整備します。

また、協働によるまちづくりの推進のため、各地区に材料を支給し、道路の維持等を行っていきます。

【主な事業】

○地区要望道路の整備 ○市民と協働による道路等維持管理

(4) 橋梁の適切な維持管理

平成23年度に実施した市道に架かる主要な22橋の橋梁診断をもとに、長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の架替えや維持修繕を計画的に実施していきます。

【主な事業】

○橋梁の計画的維持管理

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H23	H29	
都市計画道路の整備率 (%)	整備済延長/計画延長	59.2%	69.7%	
市道の舗装率 (%)	舗装済延長/道路延長	62.1%	65.0%	

市民の役割

- ・生活道路の美化活動等に積極的に参加することが望まれます。
- ・協働による道路維持管理に参加することが望まれます。

政策 6 快適で住みやすいまちづくり

施策 3 上水道の整備

施策の目的

安全で安心な飲料水を持続的に給水する体制の整備と災害に強い水道施設の整備を図り、水道ビジョンの将来像「市民が安心しておいしく飲める水道水」を実現します。

施策の現状

本市では、少子高齢化の進行などから人口は減少傾向にあり、また核家族化などライフスタイルの変化や節水行動の浸透により、水需要は減少傾向となっています。

一方、配水開始から約50年が経過し、施設の老朽化による浄水場の改修や配水管の更新など、施設整備を計画的に進める必要があります。また、耐震性の低い石綿セメント管については、平成5年から更新事業を進めており、平成23年度末で約81%が更新済みとなっています。今後も事業を計画的に進め、平成30年度までに100%完成を目指します。

さらに、市民に安全で安心な水を安定的に供給するために、水質検査計画に基づき、法定検査を実施するなど、水質管理を徹底します。

また、水道事業では、収入と支出の均衡を図りながら事業を運営していくことが重要となります。

施策の課題

- ・水道水の安全性の確保が必要です。
- ・経営の健全性が必要です。
- ・老朽化した水道管の更新が必要です。
- ・施設の適正な維持・管理が必要です。

主な取り組み

(1) 安全で安定的な水の供給

水道法第20条にある法定の水質検査を年間計画に基づき実施するとともに、その結果を広報、ホームページにおいて公表します。

また、安定的に水を供給するため、現在の県水と地下水の割合（70%：30%）を確保していきます。

【主な事業】

○水質の管理 ○水源の確保

(2) 健全な経営基盤の確保

中期財政計画に基づき、健全な経営に努めます。また、督促、催告や個別訪問等を適切に行うことで、水道料金の徴収を確実にいき、健全な水道経営を目指します。

【主な事業】

○経営の健全化 ○水道料金の確実な徴収

(3) 老朽管の継続的な更新

耐震性のあるダクタイル鋳鉄管への布設替えを計画的に更新することなどにより、災害時に強い水道となるとともに漏水を防ぎ、有収率の向上を図ります。

【主な事業】

○老朽管の更新 ○漏水の修繕 ○漏水調査業務委託

(4) 老朽施設の適正な維持・管理

浄水設備、配水設備、9か所の自己水源（井戸）などは、定期的に状態を監視・点検し、適宜、修繕を行うことにより、自己水源の確保を図るとともに断水事故ゼロを目指します。

【主な事業】

○老朽設備の維持・管理

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
老朽管（石綿セメント管）更新率（%）	更新済みの管延長／ 老朽管総延長	8 0 . 3 %	9 7 . 2 %	
有収率（%）*	有収水量／給水量	8 9 . 0 %	9 2 . 0 %	

*）有収率：給水量に対する料金徴収の対象となった使用水量（有収水量）の割合を表わし、施設の稼働状況に対して効率的な給水が行われているかを示す指標です。

市民の役割

- ・ 限りある資源である水の大切さを理解することが望まれます。
- ・ 給水装置の適正な維持管理に努めることが望まれます。

関係計画

- ・ 水道ビジョン（平成24年度～平成33年度）

政策 6 快適で住みやすいまちづくり

施策 4 下水道の整備

施策の目的

事業認可区域における公共下水道事業を進め、供用開始区域を拡大するとともに、供用開始区域内における接続戸数を増やし、快適な衛生環境と河川などの水質を保全します。

施策の現状

本市では、現在、市内 599ha について事業認可を受け、供用開始区域の拡大に向けて下水道整備を進めていますが、195.91ha が未整備の状況にあります。

現在は、主に岩瀬土地区画整理事業地内で管きよ整備を行っており、当面は現在の認可区域において供用開始区域の拡大に向けた整備を進めるとともに、管きよとの接続による水洗化を推進しています。

また、下水道の施設は、耐用年数を迎え老朽化が進んでいます。特に、終末処理場である水質浄化センターなどの整備においては、長寿命化を踏まえた第2期再構築事業に向けて取り組みます。

さらに、厳しい財政状況が続く中、下水道事業経営のさらなる効率化が求められています。

施策の課題

- ・整備区域の計画的な拡大が必要です。
- ・処理施設の効率的な整備が必要です。
- ・下水道事業の健全な経営が必要です。
- ・水洗化の推進が必要です。

主な取り組み

(1) 計画的な整備区域の拡大

事業認可区域 599ヘクタールのうち 195.91ヘクタールが未整備であるため、事業認可計画に基づき公共下水道管きよ整備を進め、供用開始区域の拡大に向けて事業を推進します。

【主な事業】

○公共下水道管きよ整備事業

(2) 長寿命化計画の策定及び改築更新

限られた財源の中でライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえた計画的な改築更新を推進するため、水質浄化センター及び中継ポンプ場の長寿命化計画を策定し、計画的な整備を進めます。

【主な事業】

○長寿命化計画の策定 ○第2期再構築事業

(3) 効率的な維持管理及び安定した財源の確保

事業経営のさらなる効率化を進めるため、水質浄化センターなどの維持管理におけるアウトソーシングの拡大に向けた取り組みを行います。また、安定した経営を行うため適切な受益者負担を求めます。

【主な事業】

○水質浄化センター等維持管理事業 ○下水道使用料等見直し事業

(4) 水洗化率の向上

公共下水道施設を有効活用するとともに、公共用水域の水質改善を図るため、供用開始区域内における水洗化を促進します。

【主な事業】

○水洗化促進事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
下水道整備率 (%)	整備面積／認可区域面積	67.3%	71.5%	
使用料収納率 (%)		96.4%	99.0%	

市民の役割

- ・供用開始区域内での速やかな公共下水道への接続が望まれます。

関係計画

- ・公共下水道全体計画 (平成16年度～平成42年度)
- ・公共下水道事業認可計画 (～平成27年度)
- ・生活排水処理基本構想 (平成21年度～平成37年度)

政策 6 快適で住みやすいまちづくり

施策 5 公園・緑地の整備

施策の目的

市民が身近に緑とふれあい、憩う空間を備え、防災面にも配慮した公園づくりを目指すとともに、市民と行政とが一体となった協働により、緑豊かなまちにします。また、河川・水路については、市民の憩いの場として利活用の充実を図ります。

施策の現状

本市には、都市公園 38 箇所と、その他公園 20 箇所があり、市民の憩いの場となっています。しかし、施設が老朽化した公園もあることから、適正な維持管理に努めることにより、市民の潤いや憩いの場を確保し、さらに、災害時における公園の有効活用を検討していく必要があります。

また、身近にある緑は、宅地開発や生活様式の変化などにより減少傾向にあることから、緑を保全するとともに、市民と行政とが一体となった緑化を推進していく必要があります。

さらに、利根川の河川敷にある利根川運動場やスカイスポーツ公園などの水辺周辺については、市民の憩いの場として親しまれることから、適正な維持管理に努め、水辺空間の利活用の充実を図ることが必要です。

施策の課題

- ・公園の適正な維持管理が必要です。
- ・緑地の有効活用が必要です。
- ・地域住民と行政との協働による地域の実情にあった公園のあり方の検討が必要です。
- ・水に親しむ空間の整備が必要です。

主な取り組み

(1) 公園・緑地の継続的な維持管理

羽生中央公園や大天白公園などについては、適正な維持管理をすることにより、憩いの空間の確保に努めます。

また、羽生西公園については、北部幹線開通にあわせ特色ある公園整備を検討します。

さらに、老朽化した遊具の計画的な整備にあわせた配置等を考慮することにより、災害時における一次避難場所の確保に努めます。

【主な事業】

○特色ある都市公園の整備事業 ○公園遊具の計画的整備事業 ○公園の防災機能の充実事業

(2) 緑地の保全と活用の推進

緑地の保全・活用を図るため、豊かな緑に恵まれた利根川河川敷を今後も国から無償で占用し、ソフトボール場として市民に提供します。

また、羽生スカイスポーツ公園については、安心して利用できるよう施設の適正な維持管理に努めます。

【主な事業】

○利根川河川敷の活用事業 ○スカイスポーツ公園の活用事業

(3) 協働による公園の管理体制の推進

日常生活で利用する身近な公園については、遊具の選定や管理方法などを市民と話し合い、地域の実情にあった適正な維持管理を行います。

【主な事業】

○自治会委託公園事業 ○緑の募金事業

(4) 親水空間の創出

葛西遊歩道について、市民が安全に水と親しめるよう適正な維持管理に努めます。

また、県営羽生水郷公園については、水と親しみ、憩い、心安らげる公園となるよう地元住民や県との協議を進めます。

さらに、中川遊歩道については、県が行う中川治水対策事業の進捗状況とあわせ整備を検討します。

【主な事業】

○県営羽生水郷公園整備促進 ○葛西遊歩道の活用事業 ○中川河道改修整備に伴う遊歩道整備の検討事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
市民一人あたりの都市公園面積 (m ² /人)	都市公園面積/人口数	1 1 . 0 m ² /人	1 7 . 8 m ² /人	羽生水郷公園を含む都市公園の面積
自治会が管理する公園数 (園)	自治会に管理を委託している公園数	4 6 園	5 2 園	都市公園と開発行為に伴う公園をあわせた数

市民の役割

- ・ルールを守った公園・緑地の利用が望まれます。
- ・自治会管理の公園について、除草・清掃活動への積極的な参加が望まれます。

関係計画

- ・都市計画マスタープラン (平成 2 5 年度～)
- ・緑の基本計画 (平成 8 年度～平成 2 7 年度)

政策 6 快適で住みやすいまちづくり

施策 6 公共交通の利便性の向上

施策の目的

公共交通機関の利便性を向上させ、また、高齢化等の進行に対応できるよう市内移動手段の充実を図り、通勤、通学など、市民が広域的に活動しやすくします。

施策の現状

本市には、市民の重要な交通手段として東武伊勢崎線と秩父鉄道が運行しており、平成 22 年度の羽生駅の 1 日あたりの乗降客数は 19, 172 人となっています。

鉄道輸送力の拡充や施設の整備充実については、関係自治体で組織する協議会により、鉄道事業者に対し要望活動や整備促進支援を行っています。

また、市内の公共施設等への身近な交通手段としては、市がバス事業者に補助し運行しているあい・あいバス（羽生市福祉バス）があり、市内 4 ルートを 1 日 4 便ずつ運行しています。あい・あいバスは、高齢者など交通弱者の交通手段として利用されており、平成 20 年度には、地元の要望や利用状況に応じた停留所の見直しを行い利便性の向上を図りました。しかし、運行本数が少なかったり、停留所が自宅から遠いなどの理由で、利用に不便を感じている方もおり、平成 22 年度の 1 日あたりのバス利用者数は 44. 1 人と減少傾向にあります。

施策の課題

- ・鉄道輸送の充実が必要です。
- ・あい・あいバスの利便性の向上が必要です。
- ・市内移動手段を充実することが必要です。

主な取り組み

(1) 鉄道輸送力の増強

東武伊勢崎線の輸送力増強及び南羽生駅の橋上化やバリアフリー化について、関係自治体で組織する協議会により要望活動を引き続き行います。また、県北部を横断する重要な交通機関である秩父鉄道の整備促進を図るため、沿線自治体で組織する協議会により安全対策事業への支援に努めます。

【主な事業】

○東武伊勢崎線輸送力増強推進協議会事業 ○秩父鉄道整備促進協議会参画事業

(2) 市内移動の利便性向上

あい・あいバスの利便性の向上に努めるとともに効率的な運行を行うために、利用者のニーズや利用状況の変化に応じたルートの変更や停留所の見直しを検討します。

【主な事業】

○あい・あいバス運行事業

(3) 市内移動手段の充実

高齢者・障がい者等の交通弱者の移動手段確保や交通不便地域の解消に向け、住民や事業者と協働し、NPO法人によるボランティアタクシーやデマンド交通など新たな交通ネットワークなどの導入を検討し、生活交通の確保を図ります。

【主な事業】

○生活交通確保検討事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
羽生駅発着数 (本)	東武伊勢崎線・秩父鉄道の上下線発着数	2 0 2 本	2 1 1 本	
あい・あいバスの停留所数 (箇所)		1 0 3 箇所	1 0 5 箇所	

市民の役割

・公共交通の重要性に対する理解と協力が望まれます。

政策 6 快適で住みやすいまちづくり

施策 7 ごみ処理の適正化

施策の目的

ごみの資源化(リサイクル)、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、ごみとなるものを断つ(リフューズ)の4Rを推進するとともに、市民と行政との役割を適切に行うことにより、協働によるごみ処理対策を実施し、循環型社会の構築を図ります。

施策の現状

本市では、ごみ処理施設を昭和58年3月に供用開始し、平成19・20年度には大規模修繕工事を行うなどの対策を講じて、適正に処理能力を維持してきました。

しかし、施設の老朽化のため、将来のごみ処理対策についての方針を確立する必要があるため、近隣自治体との広域化の調査・研究を行っています。

平成20年度からは「廃食用油」を、平成21年度からは「雑がみ」の分別回収を始めるなど、リサイクルを推進してきましたが、ごみの分別が徹底されておらず、ごみの減量化は進んでいません。

このため、減量化をさらに推進する必要があるため、その一環として、市民協働の推進から地域のクリーン推進員との連携による分別収集の実施や、清掃センターへ搬入される事業系ごみや家庭系ごみについての検問を行っています。今後も、市民と協働して4Rの推進に取り組み、ごみ排出抑制を努める必要があります。

施策の課題

- ・ごみの発生を抑制することが必要です。
- ・資源の再利用・再資源化を推進することが必要です。
- ・市民意識の高揚を図ることが必要です。
- ・新たなごみ処理体制の確立が必要で

主な取り組み

(1) ごみ減量化と排出抑制の推進

地域のクリーン推進委員との連携による分別収集の実施や、清掃センターに搬入されるごみの検問を引き続き実施します。また、生ごみの減量化を促進するため、生ごみ処理機器を購入する際に補助金を交付しています。今後は、さらなるごみの減量化のため、ごみの有料化についても検討していきます。

【主な事業】

○クリーン推進員事業 ○ごみ減量推進事業 ○生ごみ処理機器購入補助事業 ○ごみの有料化検討事業

(2) 再利用・再資源化の推進

ごみの分別回収が徹底されていないため、リサイクルによる分別の必要性についての意識啓発を行うなど、再資源化をさらに進めます。また、粗大ごみとして搬出された家具類のうち利用可能なものについては、無償で市民に譲渡し再利用する取り組みを引き続き実施します。

【主な事業】

○リサイクル推進事業 ○リサイクル推進啓発事業 ○不要家具等の再利用事業

(3) 市民意識の高揚

市民意識の高揚を図るため、環境講座や出前講座など各種の講座を今後も開催します。また、ごみ減量研究グループ等の研究成果やごみの分別方法について、市のホームページや広報などで広く市民にわかりやすくお知らせします。

【主な事業】

○環境講座の開催 ○出前講座の実施 ○ごみ減量研究事業

(4) 広域処理体制の推進

将来にわたり安定したごみ処理体制を維持するため、広域化を含めたごみ処理体制の調査・研究を引き続き実施します。

また、最終処分場についても併せて検討を進めます。

さらに、新たなごみ処理体制が確立するまでは、既存処理施設を適切に維持管理します。

【主な事業】

○ごみ処理施設の広域化の検討 ○清掃センターの維持管理事業

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
市民一人一日当たりのごみ排出量 (g/日)	総排出量 / (人口 × 3 6 5 日)	9 4 9 g/日	8 8 0 g/日	総排出量 = 生活系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量
再生利用率 (%)	資源物量 / 総排出量	1 5 . 9 %	2 2 . 0 %	
最終処分量 (t)		1 , 1 0 7 t	8 3 0 t	

市民の役割

- ・ごみに関するマナーを守り、ごみの分別収集に協力することが望まれます。
- ・一人ひとりが意識してごみの発生を抑制することが望まれます。

関係計画

- ・第2次環境基本計画 (平成23年度～平成32年度)
- ・一般廃棄物処理基本計画 (平成18年度～平成27年度)

施策8 環境保全の推進

施策の目的

環境基本計画に掲げた「水と緑に囲まれ、心豊かに暮せるまち」の実現に向け、更なる環境保全を推進することにより、将来にわたって市民が良好な環境の中で快適に暮らし続けることができるようにします。

施策の現状

環境保全を推進するため、公共用水域の豊かな環境を再生し、愛着を持って、ふるさと羽生を実感できるよう、汚濁の主な原因である生活排水の処理について平成21年度に「羽生市生活排水処理基本構想」を見直しました。また、平成22年度には「第2次羽生市環境基本計画」を策定し、市民と行政のパートナーシップのもと、望ましい生活環境の実現に向けて各種施策を積極的に推進しています。

具体的な取り組みとしては、地球規模での温暖化防止のため、公共施設等での節電を推進するとともに、各家庭での啓発のため「環境家計簿」の取り組みを推進しています。また、市民意識の高揚を図るために環境講座等を開催しています。

施策の課題

- ・生活環境の保全が必要です。
- ・温暖化防止等の地球環境保全の推進が必要です。
- ・環境問題に対する意識の高揚が必要です。
- ・公共用水域の水質の保全が必要です。

主な取り組み

(1) 公害の防止

水質、大気、騒音等の観測を行い、測定値を公表し、環境基準値を超えた場合には、指導の徹底を行うほか、相談案件についての予防対策等を講じます。また、野外焼却を禁止するなど、発生源を監視・抑制します。

【主な事業】

○環境指標の観測調査 ○行政指導

(2) 温室効果ガス排出量の削減

環境負荷の軽減を図るため、公共施設における二酸化炭素排出量の削減を率先して行うとともに、低公害車の導入や自然エネルギーの活用を推進します。また、グリーンカーテンを市の施設に設置するとともに、市民にも実施を呼びかけていきます。

【主な事業】

○環境配慮型機器導入補助金 ○グリーンカーテンの推進

(3) 市民の環境意識の高揚

環境講座を開催することにより、市民の環境意識の高揚を図ります。また、環境家計簿をつけることにより、環境問題についての意識を持つ取り組みや、公害関係の観測データ等を市のホームページや広報等に公表することにより環境について考える機会を設けるとともに、分かりやすさの向上など、その内容の充実を図ります。

また、ごみのポイ捨てや犬のフンの適正処理は市民の意識によるところが大きいので、マナーを守っていただくよう、適切な指導を行っていきます。

【主な事業】

○環境講座の開催 ○環境家計簿の実施 ○ごみのポイ捨てや犬のフンの適正処理

(4) 水質の保全

利根川などの河川について定期的な公共用水域の観測を行うとともに、公共施設の排水を定期的に検査することにより、水質浄化に取り組みます。また、単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽へ転換する場合には引き続き補助金を交付します。

さらに、設置された浄化槽についての定期検査を適切に行えるように、維持管理の大切さについての啓発活動を行います。

【主な事業】

○公共用水域の観測 ○合併処理浄化槽の整備促進 ○し尿処理の推進

目標指標

指標名 (単位)	指標の説明	現在値	目標値	その他
		H 2 3	H 2 9	
公共施設における二酸化炭素排出量 (t)		4 1 8 t	3 9 4 t	市庁舎の排出量
環境家計簿取組世帯数 (世帯)		2 4 3 世帯	4 2 0 世帯	
水質・大気・騒音の測定値の基準値達成率 (%)	測定個所の基準値内の達成率	8 4 . 0 %	1 0 0 . 0 %	

市民の役割

- ・吸殻やペットのフンなどを捨てないなどモラル向上に努めることが望まれます。
- ・地域で行う環境保全活動に積極的に参加することが望まれます。

関係計画

- ・第2次環境基本計画 (平成23年度～平成32年度)
- ・生活排水処理基本構想 (平成21年度～平成37年度)
- ・一般廃棄物処理基本計画 (平成18年度～平成27年度)